

日本知財学会第 10 回年次学術研究発表会 セッションレポート

1. 作成者	知財 PeCo 八木 孝雄 (大塚製薬 知的財産部) 松本 宗久 (ダイキン工業 法務・コンプライアンス・知財センター)
2. テーマ	日本弁理士会協賛セッション 第 1 部 「三極審査におけるサポート要件に関する調査研究」
3. レポート	<p>本セッションでは、日本、欧州、米国のサポート要件の相違に関する調査研究について報告がされた。</p> <p>日本のサポート要件は欧米と異なり、請求項に係る発明の「課題が解決できること」を当業者が認識できるように明細書に記載されているかが問題になる。</p> <p>また、日本では、サポート要件の充足は当初明細書等の記載のみを対象として判断され、出願後に証拠を提示することで事後的にサポート要件を満たすことが困難な点も欧米と異なる。</p> <p>一方、欧州では、発明がサポートされる範囲が、明細書等の記載および技術水準に対する貢献によって正当化される範囲とされており、事後的な証拠の提出によって従来技術に抵触しない範囲（技術貢献のある範囲）にまでサポートの範囲が拡張される余地がある。</p> <p>また、米国のサポート要件は、発明者が請求項に係る発明を所有していたこと（つまり、発明が完成していること）が明細書等に示されているかが判断基準であり、実験データの提示等で事後的にサポート条件を満たすことも可能である。</p> <p>このような欧米との違い、日本のサポート要件の厳しさに関し、報告では、日本では広い権利の弊害が強調され過ぎ、厳しすぎるサポート要件による弊害があまり議論されなかったのではないかと、それによって、日本では画期的な発明ほどサポート要件を満たすために多くの実施例を要求されたり、その実施例の準備に費用を要したりという問題が生じ、結果的に狭い権利しか取得できないのではないかと、それがために出願意欲の低下を招いて発明が秘匿されることにつながっていないかと、それを防ぐには明細書に開示された技術的貢献の範囲を的確に保護できる新たな判断手法の構築が必要ではないかと、という問題提起がなされた。</p>